

## 平成24年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成25年2月25日（月）午後2時00分～午後5時00分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（委員）石井精二，岩下加代子，岩永陽一，大橋絵理，重富朗，波多野徹，  
原口憲二，原山和高，森永玲，矢永啓助，横田信之

（五十音順，敬称略）

（説明者）堀河裁判官，大町刑事次席書記官，岩永庶務課長，篠崎裁判員係長  
（事務担当者）山本事務局長，木村民事首席書記官，東刑事首席書記官，摩尼総務  
課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 前回委員会において説明した長崎大学での模擬調停結果報告

平成24年12月17日に長崎大学で実施した民事模擬調停の結果について  
報告した。

第4 協議

（※ ○は委員長及び委員の，■は説明者の発言。以下同じ。）

裁判員裁判の運用について

初めに，次のとおり説明，見学及び模擬体験等を行った上で協議に入っ  
た。

- 1 長崎地方裁判所刑事部の重富委員が，裁判員裁判の状況について説明を行  
った。
- 2 各委員が，候補者待合室・質問手続室見学，選任手続の模擬体験，法廷見  
学，模擬被告人質問（事案：傷害致死），評議室見学及び音声認識システム

のデモンストレーション等見学を行った。

- 事前に裁判員裁判を傍聴したが、良い経験になった。審理中は、被告人の顔をずっと見ていた。被告人の心境や被害者の心情を思い、罪を犯すとはこういうことかと実感した。
- 私は殺人未遂事件を傍聴し、二点ほど感じるがあった。まず一つ目は、裁判は長いものというイメージだったが、判決宣告まで3日間で終わったことで、その認識を改めさせられた。無理に審理を進めている印象はなく、ごく自然に終結したという感じだった。短期間でこのように大きな事件を審理するという事は、事前に大変なご苦勞があったのだろうと感じた。二つ目は、裁判では聞き慣れない法律用語が飛び交うのではないかと考えていたが、検察官や弁護人が一般人でも理解できるよう分かりやすく話をしていて、また、裁判員も各自が思っていることを色々と質問しており、裁判官と裁判員が一体となって公判に臨んでいると感じた。
- 私も殺人未遂事件の一部を傍聴した。初めて裁判を傍聴し、普段、私たちが報道で見聞きすることはとても簡略化されていて、実際に裁判に参加してみないと本当のことは分からないのだと感じた。制度開始当初、素人の私たちが裁判に参加して良いものかとも思っていたが、身近で起こりうる事件もあるので、機会があれば、参加しようという気持ちになった。
- 私も殺人未遂事件の一部を傍聴し、その間、ずっと裁判員を見ていた。ほとんどが殺人や暴力とは無縁で生きている普通の市民が、被告人の有罪無罪や量刑を決める一員にずっと入っていけるのかという疑問を常々持っていたが、裁判員はみんな普通の表情で参加しており、裁判員制度が導入されて、納得して参加する人はこうなるのだと考えが変わった。日本人にも実行できる制度なのだと感じた。
- 強姦致傷等の事件を傍聴した。何故こんなことをするのかと感情が先に立ったので、裁判員も冷静な判断をするのは難しいのではないかと感じ

た。

- 裁判員裁判を傍聴して、裁判員になる方は、それなりの覚悟のある方なのだと感じた。私の周りには、裁判員に選ばれてもやりたくないと言いつうな人もいるが、どんな選び方をしているのか。
- 具体的な理由がないと辞退ができないシステムになっているので、「やりたくない」という理由だけでは辞退できない。アンケートを実施すると、最初は消極的でも、終わってみると貴重な経験ができたと積極的な気持ちに変わっている方が非常に多い。
  - 実際にも、性別、年代、職業等、バラエティ豊かな方が選ばれている。意見を積極的に発言される方、そうでない方、聞かれればしっかり答えられる方、いろいろなタイプの方がおられるので、発言しやすいような雰囲気作りを工夫している。みなさんまじめに熱心に取り組んでくださる。
- 裁判員にぜひなりたいという人が優先的に選ばれることはあるのか。
  - くじでランダムに抽選されるので、積極的に裁判員になりたいという方を優先する仕組みはない。
- 不選任者が、再度、他の事件で選ばれる可能性はあるのか。
- 辞退が認められた方については、名簿に載っている限りは、他の事件で選ばれる可能性がある。
- 離島の候補者で、「離島」とか「遠い」という理由で辞退を申し出た人はいるか。
  - 事前質問票の回答の中にはそのような申出もある。その場合、裁判所から補充的に確認し、例えば、育児や介護の関係で他に面倒をみる人がいないなど、付随する事情があれば辞退を認めることがある。
- 辞退理由が真実なのか、検証はしているのか。
  - 疎明資料があれば参考にし、追跡調査までは行っていないが、質問票には、虚偽の回答をした場合、過料の制裁がある旨記載されている。また、

例えば「仕事が忙しい」など一言だけしか書いていない場合は、補充的に詳しい事情を確認している。

- 裁判員の男女の割合はどういうものか。例えば、男性ばかりが選ばれたり、女性ばかりが選ばれたりすることもあるのか。
- 抽選なので、そのようなこともある。
- 裁判員と法曹関係者とでは事件の情報量に違いがあるので、裁判員がずっと事件に入っていけるのか疑問がある。傍聴席であれば、冷静に話を聞くことができるが、実際に裁判員席に座ったら、傍聴席と同じように冷静でいられるか分からないと思う。
- 裁判員の方々は初日が一番緊張されている。裁判の開始前は、裁判所には起訴状しかないので、検察官の冒頭陳述までは起訴状の中身以上の説明はしていない。ただ、最初からすべてを分かっていたかなくてもいいように、大事なところは何度も繰り返し説明している。検察官や弁護人も同様に、まずは事案の流れを説明し、次に細かく立証し、大事なところや重視してほしいところを重ねて説明しながら、後半になるにつれてだんだん分かってくるような工夫をしている。なるべく分かりやすく、自然と入っていけるようにと心掛けているが、難しい点でもあると思う。また、裁判終了後、感想や改善点を聞き、それを検察官や弁護人にも伝えるようにしている。
- 検察官や弁護人の方で、分かりやすく心証をとってもらうための工夫などあるか。
- 分かりやすくというニーズと、裁判員の負担軽減のために審理時間を短くというニーズがあるが、それはあまり両立するものではなく、話が細部に入り込むと分かりにくいし、時間も長くなってしまう。一方で、情報が足りないと、裁判員は非常に不安を持つのではないかと思う。審理する側が、足りない情報を頭の中で勝手に想像して補うような状態になると、た

とえ審理時間が短くても非常に疲労感を覚えるのではないかと思うので、私としては、冒頭陳述では十分な情報を伝えようと思っている。また、各証拠が事案のどこに位置づけられ、判断する上でなぜ必要なのかが分かるよう心掛けています。その上で、ビジュアル的な工夫をして、聞いている人の頭に映像が浮かぶような立証を目指している。

- まだ裁判員裁判の経験はないが、模擬裁判を体験したことがある。その際、法律家にしか分からないような難しい言葉は使わないように、できるだけ見聞きして理解できるような訴え方をするように、そして論理の組み立てを分かりやすくしようと考えた。私は現場の状況を理解してもらうために、模型を作って法廷に持ち込んだ。弁護士会全体として、いろんな工夫をしており、試行錯誤の状況にある。
- 法壇に上がると緊張したり頭が真っ白になるという意見があったが、それに対して裁判所側で対策などはあるか。
- 公判の前に法廷を見学していただき、法壇に座っていただいて法廷の説明をするなどしている。最初はどうしても緊張されると思うので、評議室に戻った際に会話をするなどして緊張感を和らげるよう努めている。
- 裁判員の感想としても、最初の半日は緊張したが、二日目からは少し慣れたという意見が多い。
- 裁判員は平均して何回くらい出頭するのか。
- 自白事件であれば、審理期間は3日間の事件が多い。事案によって一週間ほどかかる事件もある。
- 裁判員が交替したことはあるのか。
- 補充裁判員と交替した例がある。
- 手続きの途中で、裁判員として相応しくないと判明するケースはあるか。
- 裁判員裁判を二年ほど経験したが、そのような人はいなかった。仮に、

評議中に公正な裁判をしていただけないのではないかと思われる発言など  
があれば、そのときに解任事由の有無について判断することになると思  
う。

○ 最高裁の「裁判員裁判実施状況の検証報告書」によると、平成22年度  
以降、辞退者が10パーセント程度増えており、また、出席者が年々減少  
しているとある。その点についての具体的な対策はあるのか。

■ 長崎の現状としては、出席者が2年間のうちで減少していることはな  
く、概ね30名を切るくらいで落ち着いている。

○ 今後、更に長崎の実情を正確に把握し、必要があれば原因と対策を考え  
ていきたい。

○ 評議に関して、工夫や配慮している点はあるか。

■ 自分の考えを積極的に言葉にする方、そうでない方、いろんなタイプ  
の方がおられるので、タイプに合わせて引き出す工夫をしている。裁判官が  
最初に発言すると影響力が大きいので、なるべく最初に発言しないよう  
にしているが、裁判員が口火を切るのも難しい面もあるので、何について発  
言すればよいか土台に乗りやすい設定をしたり、それまでの発言を踏まえ  
て、各々の立場が見えてくれば、発言の順番に気を配ったり、積極的に発  
言される方の発言をきっかけに議論が出るようにするなどの工夫をしてい  
る。

○ 裁判員裁判に対し、報道機関としてのご意見はないか。

○ 制度開始前、最高裁とメディアとの間で、過激な事件報道が目立つこと  
が問題となり、裁判員が予断を持って審理に入らないよう、それぞれのメ  
ディアが検討をして、例えば、事件と関係のない生い立ち等を報道しない  
等、新たにいろんな決まりを作った。個人的には、事件報道の量が非常に  
減ったと思う。

○ 裁判員裁判を傍聴した記者から意見を聞いたことはあるか。

- 記者からは、法廷での裁判員による質問があまり活発ではなかったという感想をよく聞く。
- 私が傍聴した事件では、裁判員全員が質問をしていた。
- 検察官と弁護人の質問後、すぐに裁判員からの質問に入ると、裁判員としても緊張すると思うので、いったん休廷して質問を検討する時間を取り、どんな疑問があったかざっくばらんに話してもらった上で、質問に臨むなどの工夫をしている。
- 裁判所側からの質問は、検察官、弁護人が質問をして、さらに疑問が残っている点を補充的に聞くので、もともとあまり多くはない。ただ、裁判員の視点で質問されることは多く、多角的な立場からの意見は重要だと感じている。

#### 第5 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成25年9月25日（水）午後1時30分（予定）

(2) 次回協議テーマ

裁判所からの情報発信の在り方について